平成２３年（フ）第１１７号
愛知県一宮市開明字郷中77番地１　エクセルＨＡＭＡＤＡ202号
破産者　水野　浩史
１　決定年月日　平成23年７月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１２０号
愛知県一宮市多加木４丁目31番45号
破産者　竹下　敏行
１　決定年月日　平成23年７月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第３９０号
奈良県大和郡山市九条町422番地18
破産者　岩谷　弘二
１　決定年月日　平成23年７月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第７４７号
北海道江別市見晴台107番地の１　コーポグローリーＢ－２
破産者　酒井　秀雄
１　決定年月日　平成23年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４７号
秋田市浜田字家後184番地　市営住宅６―101号
破産者　佐藤　諒佑
１　決定年月日　平成23年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４８号
秋田市浜田字家後184番地　市営住宅６―101号
破産者　佐藤千加子
１　決定年月日　平成23年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２７号
秋田市寺内字三千刈308番地４
破産者　米澤　幸子
１　決定年月日　平成23年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３６号
秋田市南通宮田18番41号　新生ハイツ202号
破産者　加藤　秀樹
１　決定年月日　平成23年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４２５号
福島市春日町13番13号　春日ハイツ702、開始決定時の住所福島市松浪町２番５号
破産者　齋藤　　亮
１　決定年月日　平成23年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第５４２号
横浜市中区山下町93番地３　リブゼ横浜山下公園805号室
破産者　茹　　治彦
１　決定年月日　平成23年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５５４号
横浜市鶴見区北寺尾７丁目17番３号
破産者　高野　玲子
１　決定年月日　平成23年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２３３号
横浜市神奈川区菅田町776番地１　西菅田団地２街区８号棟307号室
破産者　森沢　隆司
１　決定年月日　平成23年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２３７号
横浜市都筑区北山田１丁目14番42―303号
破産者　大貫かおり（旧姓東若）
１　決定年月日　平成23年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７７号
新潟県十日町市馬場丙834番地１
破産者　津畑　吉春
１　決定年月日　平成23年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第６号
長野市桐原１丁目16番10号、破産手続開始決定時の住所長野市大字南長野県町466番地
破産者　森山　　仁
１　決定年月日　平成23年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８８号
長野市門沢3745番地467
破産者　治村　　正
１　決定年月日　平成23年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３５８号
静岡県裾野市千福が丘４丁目17番１、開始決定時の住所長野県松本市征矢野１丁目３番26号
破産者　山口　剛志
１　決定年月日　平成23年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第５２号
愛知県西尾市一色町開正北江13番地、開始決定時の住所愛知県碧南市塩浜町５丁目２番地１　スペクトル碧南104号
破産者　クラテツこと　倉内　賢一
１　決定年月日　平成23年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係